明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

限定承認公告

本籍大阪府東大阪市川田一丁目三五番地二〇、最後の住所大阪府枚方市楠葉花園町五―四―七〇七　被相続人　亡　大江　秀忠

右被相続人は平成二十四年十一月十一日死亡し、その相続人は平成二十五年九月三日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十二日

大阪府大阪市北区西天満五丁目一番三号南森町パークビル九階

相続財産管理人大江美穂

代理人弁護士　宮岡　恒子

社債権者集会決議認可公告

平成二十五年八月十九日午後三時開催の合同会社ＴＡＰ新規発行少人数私募無担保普通社債第一回債（以下「本社債」という。）の社債権者集会（以下「本集会」という。）における左記決議について、平成二十五年九月五日付けで横浜地方裁判所川崎支部の認可決定（平成二十五年（ヒ）第九号）がありましたので公告いたします。

記

本社債権者集会における決議事項

本社債の償還期日を延長する件

（変更内容の要約）

本社債について、償還期日を平成二十五年八月二十七日と定めていたところ、諸般の事情により六箇月間の猶予をいただき、平成二十六年二月二十七日とする。

平成二十五年九月十二日

神奈川県川崎市中原区小杉町三丁目二番地一ダイアパレス武蔵小杉三〇九

合同会社ＴＡＰ

代表社員　佐藤　敏郎

取消公告

平成二十五年八月十三日（号外第一七六号）掲載の左記会社に係る組織変更公告及び決算公告（枠組）中、組織変更公告のみ取消します。

平成二十五年九月十二日

東京都港区西新橋一丁目二〇番九号ＴＳＲビル六階　Ｕｂｉｑｕｉｓｙｓ株式会社

代表取締役　スティーブン・シップリー

代表取締役　クリストファー・ジョージ・ギルバート

取消公告

平成二十五年七月二日（号外第一四二号）掲載の左記会社に係る決算公告（枠組）は取消します。

平成二十五年九月十二日

名古屋市北区清水一丁目九番地の一五号

マテック株式会社

代表取締役　増山武比古

正誤

ページ	段	行	誤	正
二九	上	一四	設置事業	設置等事業
〃	下	終りから一一	施行令」を「	施行令別表第一」を「令別表第一」
三一	上	一三	令」	令」
三〇	〃	二一	「	「
〃	〃	終りから一一	」	」
〃	下	一三	」	」
九一	下	一七	同条第三号	同項第三号
三〇	上	一七	事業者」	事業者」と
〃	下	一	「一事業者」	同項第三号
三一	上	二三	」	事業者」
〃	〃	終りから一三	「同条第四項	「、同条第四項
〃	〃	一二	第四条とし	第四条とし、
〃	〃	一二	八イ、ロ又はハ	イ、ロ又はハ
三一	下	一二	第四条とし	第四条とし、
〃	〃	終りから一二	イ、ロ又はハ	イ、ロ又はハ
〃	〃	一一	三一ページ下段八行目から九行目中「法第三条の二第三項」とあるのは、「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の二第三項」と、	三一ページ下段八行目から九行目中「法第三条の二第三項」とあるのは、「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の二第三項」と、
〃	〃	終りから一〇	」	」
〃	〃	九	鉄道建設等	鉄道建設等
〃	〃	一	同項	同項
三二	下	一二	一二と同条第二項	飛行場設置等
〃	〃	終りから一〇	と、同条第二項	同項第三号

三二ページ上段二行目から一二行目までは次のとおりの誤り。

第三条　都市計画第一種飛行場設置等事業に係る法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の七第一項の規定による配慮書の案又は配慮書についての意見の聴取については、選定指針等省令第十一条から第十四条までの規定を準用する。この場合において、選定指針等省令第十一条中「第一種飛行場設置等事業」とあるのは「都市計画第一種飛行場設置等事業」と、選定指針等省令第十二条中「第一種飛行場設置等事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種飛行場設置等事業都市計画決定権者」と、「第一種飛行場設置等事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種飛行場設置等事業都市計画決定権者」と、「氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「名称」と、「第一種飛行場設置等事業の」とあるのは「都市計画第一種飛行場設置等事業の」と、「第一種飛行場設置等事業実施想定区域」とあるのは「都市計画第一種飛行場設置等事業実施想定区域」と、同条第三項から第五項までの規定中「第一種飛行場設置等事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種飛行場設置等事業都市計画決定権者」と、選定指針等省令第十四条中「第一種飛行場設置等事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種飛行場設置等事業都市計画決定権者」と読み替えるものとする。

三八	下	一八	運輸省建設省令	建設省令
八五	〃	終りから一二	」	」
八七	上	一七	」	」
〃	〃	一	」	」
八八	下	九	」	」
九〇	〃	一二	」	」
〃	〃	終りから一〇	とあるのは、	とあるのは
九二	上	五	」	」
九四	〃	二一〜二二	」	」
九六	〃	五	」	」
八四	下	二三〜二四	」	」
八六	上	終りから八	第三十八条の	第三十八条までの
八七	下	一二〜一一	」	」
九五	上	一五	」	」
八九	〃	五	」	」
八五	下	二一	第十条の	第十条までの
〃	〃	終りから一	」	」
八六	上	五	」	」
〃	〃	二一	」	」
〃	〃	一四	」	」
〃	〃	終りから五	」	」
〃	下	九	」	」
〃	〃	二二	」	」
〃	〃	終りから五	」	」
八七	〃	一	」	」
〃	〃	終りから一	」	」
八六	上	一	土湖沼	湖沼
〃	〃	五	沼	湖沼
〃	〃	二一	第十四条の	第十四条までの
〃	〃	〃	放水路	放水路事業
〃	〃	〃	」	」
〃	〃	終りから五	」	」
八七	〃	〃	都市計画	都市計画第一種
〃	〃	〃	」	」
〃	下	九	」	」
〃	〃	二二	土地区画整理	放水路
〃	〃	〃	」	」
八八	上	〃	」	」
〃	〃	〃	第一項」に	第一項」に、
〃	〃	〃	第第六条	第六条
〃	〃	〃	」	と、
九〇	〃	〃	三」と、	「選定指針等省令第八条第一項」
〃	〃	〃	」	」
〃	〃	〃	五選定指針等省令第八条第一項」	」
〃	〃	〃	」	」
〃	〃	〃	」	」
〃	〃	〃